

(仮称)島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和7年12月22日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、(仮称)島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、北海道電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

1. 計画概要

- ・住 所 : 北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大172,000KW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年9月24日
環境大臣意見受理	令和7年12月12日
経済産業大臣意見	令和7年12月22日

問合せ先:電力安全課 小西、瀧澤  
電話:03-3501-3501  
(内線:4921)

## 別 紙

### (仮称) 島牧豊岡風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

#### 1. 総論

##### (1) 対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の一部が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と速やかに事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

また、対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

##### (2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、稼働中又は環境影響評価手続中等の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

##### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

##### (4) 事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## （5）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### （1）騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、そのうち複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居等も複数存在していることから、稼働時の騒音に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性のある住居等に特に配慮し、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### （2）風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、そのうち複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居等も複数存在していることから、稼働時の風車の影に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居等から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### （3）水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、水道等の取水地点、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等

が存在しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）（以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているカワシンジュガイ、ニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### （4）鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオオワシ、オジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、ノスリ、ハチクマ等の猛禽類や、海ワシ類等の渡り経路となっている可能性があることから、これらの渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### （5）植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林、林野庁により設定されている「寿都カシワ遺伝資源希少個体群保護林」等に加え、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、チシマザサーブナ群集（IV）等が存在しているほか、想定区域の周辺には「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定された「ブナ北限の里「黒松内」」等が存在していることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

さらに、保護林については、その直接改変を回避するとともに、風力発電設備等の設置及び道路の造成等に当たっては、管轄署である後志森林管理署等と事前に協議し、その協議結果を専門家等に明示したうえでヒアリングを行うこと。また、その結果に応じて、風況や日照等の気象環境が変化することによる保護林の機能への影響についての予測及び評価の手法について検討し、保護林からの十分な離隔を取ること等により、保護林への影響を回避すること。

#### (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

「月越高原」、「新島牧ウインドファーム」等の主要な眺望点が存在しているほか、風力発電機設置想定範囲内に存在する「歌島高原」は、島牧村が一望できる主要な眺望点であり、人と自然との触れ合いの活動の場としてパラグライダー等のライトエリアとしても利用されている。

これらのことから、本事業の実施により、直接改変や風力発電設備等の存在による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等による眺望景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うとともに、人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行うこと。

また、それらの結果を踏まえ、眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について、事業の実施による影響を回避又は極力低減するため、主要な眺望点から最大限離隔をとる等の措置を講ずること。さらに、風力発電設備等の配置等を含む事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、「歌島高原」の管理者及び利用者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。